

## 軽減税率制度に対応した申告書の作成手順3（一般用） 〔課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある場合〕

【課税期間】平成31年（2019年）1月1日～平成31年（2019年）12月31日 （単位：円）

	税率 6.3%適用分	税率 6.24%適用分	税率 7.8%適用分	合計金額
課税売上高 (税込み)	197,200,000	0	63,700,000	260,900,000
免課税売上高	—	—	—	15,000,000
非課税売上高	—	—	—	32,000,000
課税仕入れの金額 (税込み)	118,420,000	1,540,000	38,870,000	158,830,000
うち課税売上げにのみ要するもの	94,800,000	0	31,690,000	126,490,000
うち課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	22,520,000	1,540,000	6,851,000	30,911,000
うち非課税売上げにのみ要するもの	1,100,000	0	329,000	1,429,000
特定課税仕入れの金額（課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの）	1,800,000	—	600,000	2,400,000

- (参考) 1 中間納付消費税額 4,410,000円  
2 中間納付地方消費税額 1,190,000円  
3 基準期間の課税売上高 250,000,000円（税抜き）

### I 付表1-1・1-2の作成（その1）

この項においては、主に、税率の異なるごとに区分した課税標準である金額の合計額から消費税額を計算します。

なお、設例においては、税率引上げ前（平成31年（2019年）10月）の税率の適用があるため、全項において付表1-2・2-2の作成が必要となります。

#### 1 付表1-2の①～②欄の記載

税率引上げ前の税率適用分について計算します。

- (1) 「課税資産の譲渡等の対価の額①-1」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$197,200,000 \times 100/108 = \underline{182,592,592}$$

- (2) 「特定課税仕入れに係る支払対価の額①-2」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$\underline{1,800,000}$$

- (3) 「課税標準額①」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$197,200,000 \times 100/108 + 1,800,000 = \underline{184,392,000} \text{ (千円未満切捨て)}$$

- (4) 「消費税額②」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$184,392,000 \times 6.3\% = \underline{11,616,696}$$

## 2 付表 1-1 の①～②欄の記載

設例の場合は付表 1-2 の①～②欄の旧税率分小計 X を付表 1-1 に転記した上で、税率引上げ後の税率適用分について計算します。

- (1) 「課税資産の譲渡等の対価の額①-1」欄

税率 6.24%適用分 D

0

税率 7.8%適用分 E

$$63,700,000 \times 100/110 = \underline{57,909,090}$$

合計 F

$$182,592,592 + 0 + 57,909,090 = \underline{240,501,682}$$

- (2) 「特定課税仕入れに係る支払対価の額①-2」欄

税率 7.8%適用分 E

600,000

合計 F

$$1,800,000 + 600,000 = \underline{2,400,000}$$

- (3) 「課税標準額①」欄

税率 6.24%適用分 D

0

税率 7.8%適用分 E

$$63,700,000 \times 100/110 + 600,000 = \underline{58,509,000} \text{ (千円未満切捨て)}$$

合計 F

$$184,392,000 + 0 + 58,509,000 = \underline{242,901,000}$$

- (4) 「消費税額②」欄

税率 6.24%適用分 D

0

税率 7.8%適用分 E

$$58,509,000 \times 7.8\% = \underline{4,563,702}$$

合計 F

$$11,616,696 + 0 + 4,563,702 = \underline{16,180,398}$$

## II 付表2-1・2-2の作成

この項においては、主に、課税売上割合・控除対象仕入税額を計算します。

### 1 付表2-2の①欄の記載

税率引上げ前の税率適用分の課税売上額を計算します。

「課税売上額（税抜き）①」欄

設例の場合は売上対価の返還等の金額がないので、付表1-2の①-1C及びX欄と同じ

### 2 付表2-1の①～⑧欄の記載

付表2-2の①欄の旧税率分小計Xを付表2-1に転記した上で、課税売上割合を計算します。

- (1) 「課税売上額（税抜き）①」欄

税率 6.24%適用分 D

0

税率 7.8%適用分 E

設例の場合は売上対価の返還等の金額がないので、付表1-1の①-1E欄と同じ

合計 F

$$182,592,592 + 0 + 57,909,090 = \underline{\underline{240,501,682}}$$

- (2) 「免税売上額②」欄

15,000,000

- (3) 「課税資産の譲渡等の対価の額④F」欄

$$240,501,682 + 15,000,000 = \underline{\underline{255,501,682}}$$

- (4) 「課税資産の譲渡等の対価の額⑤F」欄

④F欄から転記

- (5) 「非課税売上額⑥」欄

32,000,000

- (6) 「資産の譲渡等の対価の額⑦F」欄

$$255,501,682 + 32,000,000 = \underline{\underline{287,501,682}}$$

- (7) 「課税売上割合⑧F」欄

$$255,501,682 / 287,501,682 = 88.869\cdots\% \rightarrow \underline{\underline{88\%}}$$

(88.869...% < 95% ⇒ 全額控除不可)

### 3 付表2-2の④～⑩欄の記載

付表2-1の④、⑦及び⑧欄の合計Fを付表2-2の旧税率分小計Xに転記した上で、税率引上げ前の税率適用分の控除対象仕入税額を計算します。

- (1) 「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）⑨」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

118,420,000

- (2) 「課税仕入れに係る消費税額⑩」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$118,420,000 \times 6.3/108 = \underline{6,907,833}$$

- (3) 「特定課税仕入れに係る支払対価の額⑪」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$\underline{1,800,000}$$

- (4) 「特定課税仕入れに係る消費税額⑫」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$1,800,000 \times 6.3/100 = \underline{113,400}$$

- (5) 「課税仕入れ等の税額の合計額⑬」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$6,907,833 + 113,400 = \underline{7,021,233}$$

- (6) 「⑬のうち、課税売上げにのみ要するもの⑭」欄

設例の場合は課税売上割合が 95%未満（Ⅱ 2(7)参照）のため個別対応方式又は一括比例配分方式により控除税額を計算します。設例においては個別対応方式を選択します。

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$94,800,000 \times 6.3/108 = \underline{5,529,999}$$

- (7) 「⑬のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの⑮」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$(22,520,000 \times 6.3/108) + (1,800,000 \times 6.3/100) = \underline{1,427,066}$$

- (8) 「個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額⑯」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$5,529,999 + (1,427,066 \times 255,501,682 / 287,501,682) = \underline{6,798,227}$$

- (9) 「控除対象仕入税額⑲」欄

設例の場合は⑲ C 及び X 欄と同じ

#### 4 付表 2-1 の⑨～⑲欄の記載

設例の場合は付表 2-2 の⑨～⑲欄の旧税率分小計 X を付表 2-1 に転記した上で、税率引上げ後の税率適用分について計算します。

- (1) 「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）⑨」欄

税率 6.24%適用分 D

$$\underline{1,540,000}$$

税率 7.8%適用分 E

$$\underline{38,870,000}$$

合計 F

$$118,420,000 + 1,540,000 + 38,870,000 = \underline{158,830,000}$$

- (2) 「課税仕入れに係る消費税額⑩」欄

税率 6.24%適用分 D

$$1,540,000 \times 6.24/108 = \underline{88,977}$$

税率 7.8%適用分 E

$$38,870,000 \times 7.8/110 = \underline{2,756,236}$$

合計 F

$$6,907,833 + 88,977 + 2,756,236 = \underline{9,753,046}$$

- (3) 「特定課税仕入れに係る支払対価の額⑪」欄

税率 7.8%適用分 E

$$\underline{600,000}$$

合計 F

$$1,800,000 + 600,000 = \underline{2,400,000}$$

- (4) 「特定課税仕入れに係る消費税額⑫」欄

税率 7.8%適用分 E

$$600,000 \times 7.8/100 = \underline{46,800}$$

合計 F

$$113,400 + 46,800 = \underline{160,200}$$

- (5) 「課税仕入れ等の税額の合計額⑬」欄

税率 6.24%適用分 D

$$\underline{88,977}$$

税率 7.8%適用分 E

$$2,756,236 + 46,800 = \underline{2,803,036}$$

合計 F

$$7,021,233 + 88,977 + 2,803,036 = \underline{9,913,246}$$

- (6) 「⑬のうち、課税売上げにのみ要するもの⑭」欄

設例においては個別対応方式を選択しています(Ⅱ 3(6)参照)。

税率 6.24%適用分 D

$$\underline{0}$$

税率 7.8%適用分 E

$$31,690,000 \times 7.8/110 = \underline{2,247,109}$$

合計 F

$$5,529,999 + 0 + 2,247,109 = \underline{7,777,108}$$

- (7) 「⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの⑱」欄

税率 6.24%適用分 D

$$1,540,000 \times 6.24/108 = \underline{88,977}$$

税率 7.8%適用分 E

$$(6,851,000 \times 7.8/110) + (600,000 \times 7.8/100) = \underline{532,598}$$

合計 F

$$1,427,066 + 88,977 + 532,598 = \underline{2,048,641}$$

- (8) 「個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額⑲」欄

税率 6.24%適用分 D

$$0 + (88,977 \times 255,501,682 / 287,501,682) = \underline{79,073}$$

税率 7.8%適用分 E

$$2,247,109 + (532,598 \times 255,501,682 / 287,501,682) = \underline{2,720,426}$$

合計 F

$$6,798,227 + 79,073 + 2,720,426 = \underline{9,597,726}$$

- (9) 「控除対象仕入税額⑳」欄

税率 6.24%適用分 D、税率 7.8%適用分 E

設例の場合は⑲ D 及び E 欄と同じ

合計 F

$$6,798,227 + 79,073 + 2,720,426 = \underline{9,597,726}$$

### Ⅲ 付表 1-1・1-2 の作成 (その 2)

この項においては、上記 I・II の計算結果から消費税額及び地方消費税額を計算します。

#### 1 付表 1-2 の④～⑮欄の記載

税率引上げ前の税率適用分について計算します。

- (1) 「控除対象仕入税額④」欄

税率 6.3%適用分 C

付表 2-2 の㉓ C 欄から転記

旧税率分小計 X

$$\underline{6,798,227}$$

- (2) 「控除税額小計⑦」欄

設例の場合は④ C 及び X 欄と同じ

- (3) 「差引税額⑨」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$11,616,696 - 6,798,227 = \underline{4,818,469}$$

- (4) 「地方消費税の課税標準となる消費税額・差引税額⑫」欄

税率 6.3%適用分 C

⑨ C欄から転記

旧税率分小計 X

4,818,469

- (5) 「合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額⑬」欄

設例の場合は⑫ C 及び X 欄と同じ

- (6) 「譲渡割額・納税額⑮」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$4,818,469 \times 17/63 = \underline{1,300,221}$

## 2 付表 1-1 の④～⑯欄の記載

設例の場合は付表 1-2 の④～⑮欄の旧税率分小計 X を付表 1-1 に転記した上で、税率引上げ後の税率適用分について計算します。

- (1) 「控除対象仕入税額④」欄

税率 6.24%適用分 D、税率 7.8%適用分 E

付表 2-1 の⑳ D 及び E 欄から転記

合計 F

$6,798,227 + 79,073 + 2,720,426 = \underline{9,597,726}$

- (2) 「控除税額小計⑦」欄

税率 6.24%適用分 D、税率 7.8%適用分 E

設例の場合は④ D 及び E 欄と同じ

合計 F

$6,798,227 + 79,073 + 2,720,426 = \underline{9,597,726}$

- (3) 「控除不足還付税額⑧」

税率 6.24%適用分 D

$79,073 - 0 = \underline{79,073}$

合計 F

$79,073 + 0 + 0 = \underline{79,073}$

- (4) 「差引税額⑨」欄

税率 7.8%適用分 E

$4,563,702 - 2,720,426 = \underline{1,843,276}$

合計 F

$4,818,469 + 1,843,276 = \underline{6,661,745}$

- (5) 「合計差引税額⑩」欄

$6,661,745 - 79,073 = \underline{6,582,672}$

- (6) 「控除不足還付税額⑪」欄

税率 7.8%適用分 E

設例の場合は⑧D欄と同じ

合計 F

$$79,073 + 0 = \underline{79,073}$$

- (7) 「地方消費税の課税標準となる消費税額・差引税額⑫」欄

税率 7.8%適用分 E

$$1,843,276 + 0 = \underline{1,843,276}$$

合計 F

$$4,818,469 + 1,843,276 = \underline{6,661,745}$$

- (8) 「合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額⑬」欄

税率 7.8%適用分 E

$$1,843,276 - 79,073 = \underline{1,764,203}$$

合計 F

$$4,818,469 + 1,764,203 = \underline{6,582,672}$$

- (9) 「譲渡割額・還付額⑭」欄

税率 7.8%適用分 E

$$79,073 \times 22/78 = \underline{22,302}$$

合計 F

$$22,302 + 0 = \underline{22,302}$$

- (10) 「譲渡割額・納税額⑮」欄

税率 7.8%適用分 E

$$1,843,276 \times 22/78 = \underline{519,898}$$

合計 F

$$1,300,221 + 519,898 = \underline{1,820,119}$$

- (11) 「合計差引譲渡割額⑯」欄

$$1,820,119 - 22,302 = \underline{1,797,817}$$



**Ⅳ 申告書第一表・第二表の記載**

次のとおり転記及び計算します。

第一表	転記元等	第二表	転記元等
①	申告書 第二表 ①	①	付 表 1-1 ① F
②	申告書 第二表 ⑪	②	付 表 1-2 ①-1 A
③	付 表 1-1 ③ F	③	付 表 1-2 ①-1 B
④	付 表 1-1 ④ F	④	付 表 1-2 ①-1 C
⑤	申告書 第二表 ⑰	⑤	付 表 1-1 ①-1 D
⑥	付 表 1-1 ⑥ F	⑥	付 表 1-1 ①-1 E
⑦	付 表 1-1 ⑦ F	⑦	付 表 1-1 ①-1 F
⑧	付 表 1-1 ⑩ F (マイナスの場合に記載)	⑧	付 表 1-2 ①-2 C
⑨	付 表 1-1 ⑩ F (プラスの場合に記載)	⑨	付 表 1-1 ①-2 E
⑩	中間納付税額	⑩	付 表 1-1 ①-2 F
⑪	申告書 第一表 ⑨-⑩ (⑨>⑩の場合に記載)	⑪	付 表 1-1 ② F
⑫	申告書 第一表 ⑩-⑨ (⑩>⑨の場合に記載)	⑫	付 表 1-2 ② A
⑬	修正申告の場合に記載	⑬	付 表 1-2 ② B
⑭		⑭	付 表 1-2 ② C
⑮	付 表 2-1 ④ F	⑮	付 表 1-1 ② D
⑯	付 表 2-1 ⑦ F	⑯	付 表 1-1 ② E
⑰	付 表 1-1 ⑬ F (マイナスの場合に記載)	⑰	付 表 1-1 ⑤ F
⑱	付 表 1-1 ⑬ F (プラスの場合に記載)	⑱	付 表 1-1 ⑤-1 F
⑲	付 表 1-1 ⑯ F (マイナスの場合に記載)	⑲	付 表 1-1 ⑤-2 F
⑳	付 表 1-1 ⑯ F (プラスの場合に記載)	⑳	付 表 1-1 ⑬ F
㉑	中間納付譲渡割額	㉑	付 表 1-2 ⑬ B
㉒	申告書 第一表 ㉑-㉒ (㉑>㉒の場合に記載)	㉒	付 表 1-2 ⑬ C
㉓	申告書 第一表 ㉒-㉑ (㉒>㉑の場合に記載)	㉓	付 表 1-1 ⑬ E
㉔	修正申告の場合に記載		
㉕			
㉖	申告書 第一表 (⑪+㉒) - (⑧+⑫+⑱+㉓)		



第3-(1)号様式

平成 年 月 日 税務署長殿

納税地 (電話番号 - - )

(フリガナ) 名称 又は屋号

個人番号 又は法人番号

(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名

一連番号

申告年月日 平成 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 局指定

通信日付印 確認印

個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他 ( )

身元確認

指導年月日 相談 区分1 区分2 区分3

第一表 平成三十一年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

自平成 3 1 年 1 月 1 日  
至平成 3 1 年 1 2 月 3 1 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

中間申告の場合の  
対象期間 自平成 年 月 日  
至平成 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		十兆千百十億千百十万千百十一円										
課税標準額	①	2	4	2	9	0	1	0	0	0	03	
消費税額	②	1	6	1	8	0	3	9	8	06		
控除過大調整税額	③									07		
控除税額	控除対象仕入税額	④	9	5	9	7	7	2	6	08		
	返還等対価に係る税額	⑤								09		
	貸倒れに係る税額	⑥								10		
	控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦	9	5	9	7	7	2	6	13		
	控除不足還付税額(⑦-②-③)	⑧								14		
	差引税額(②+③-⑦)	⑨	6	5	8	2	6	0	0	15		
	中間納付税額	⑩	4	4	1	0	0	0	0	16		
	納付税額(⑩-⑨)	⑪	2	1	7	2	6	0	0	17		
	中間納付還付税額(⑩-⑪)	⑫							0	18		
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬								19		
	差引納付税額	⑭							0	20		
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	2	5	5	5	0	1	6	8	2	21
	課税資産の譲渡等の対価の額	⑯	2	8	7	5	0	1	6	8	2	22
この申告書による地方消費税の税額の計算												
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰								23		
	差引税額	⑱	6	5	8	2	6	0	0	24		
課税割額	還付額	⑲								25		
	納税額	⑳	1	7	9	7	8	0	0	26		
	中間納付譲渡割額	㉑	1	1	9	0	0	0	0	27		
	納付譲渡割額(㉑-㉒)	㉒	6	0	7	8	0	0	28			
	中間納付還付譲渡割額(㉑-㉒)	㉓							0	29		
この申告書が修正申告である場合	既確定割額	㉔								30		
	差引納付譲渡割額	㉕							0	31		
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖	2	7	8	0	4	0	0	32			

付記事項	割賦基準の適用	<input type="radio"/>	有	<input checked="" type="radio"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="radio"/>	有	<input checked="" type="radio"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="radio"/>	有	<input checked="" type="radio"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="radio"/>	有	<input checked="" type="radio"/>	無	34
	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="radio"/>	有	<input checked="" type="radio"/>	無	35
参考事項	控除計算方法	<input checked="" type="radio"/>	個別対応式	<input type="radio"/>	一括方式	41
	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	<input type="radio"/>	上記以外	<input checked="" type="radio"/>	全額控除	
課税標準額	250,000	千円				
支払を金庫等受取機と等	銀行 本店・支店					
	金庫・組合 出張所					
	農協・漁協 本所・支所					
預金口座番号						
ゆうちょ銀行の貯金記号番号						
郵便局名等						
※税務署整理欄						
税理士署名押印	(電話番号 - - )					
<input type="radio"/>	税理士法第30条の書面提出有					
<input type="radio"/>	税理士法第33条の2の書面提出有					

㉖=(㉑+㉒)-(㉓+㉔+㉕)・修正申告の場合㉖=㉑+㉕  
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

整理番号	<input type="text"/>
------	----------------------

# 課税標準額等の内訳書

納税地	(電話番号 - - )
(フリガナ) 名称又は屋号	
(フリガナ) 代表者氏名又は氏名	

改正法附則による税額の特例計算		
軽減売上割合(10営業日)	<input type="checkbox"/>	附則38① 51
小売等軽減仕入割合	<input type="checkbox"/>	附則38② 52
小売等軽減売上割合	<input type="checkbox"/>	附則39① 53

第二表 平成三十一年十月一日以後終了課税期間分

自平成 3 1 年 1 月 1 日  
至平成 3 1 年 1 2 月 3 1 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

中間申告の場合の  
対象期間 自平成 年 月 日  
至平成 年 月 日

課税標準額	①	十兆千百十億千百十万千百十一円	01
※申告書(第一表)の①欄へ		2 4 2 9 0 1 0 0 0	

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 % 適用分	②		02
	4 % 適用分	③		03
	6.3 % 適用分	④	1 8 2 5 9 2 5 9 2	04
	6.24 % 適用分	⑤		05
	7.8 % 適用分	⑥	5 7 9 0 9 0 9 0	06
		⑦	2 4 0 5 0 1 6 8 2	07
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額(注1)	6.3 % 適用分	⑧	1 8 0 0 0 0 0	11
	7.8 % 適用分	⑨	6 0 0 0 0 0	12
		⑩	2 4 0 0 0 0 0	13

消費税額	⑪	1 6 1 8 0 3 9 8	21	
※申告書(第一表)の②欄へ				
⑪の内訳	3 % 適用分	⑫		22
	4 % 適用分	⑬		23
	6.3 % 適用分	⑭	1 1 6 1 6 6 9 6	24
	6.24 % 適用分	⑮		25
	7.8 % 適用分	⑯	4 5 6 3 7 0 2	26

返還等対価に係る税額	⑰		31	
※申告書(第一表)の⑤欄へ				
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱		32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額(注1)	⑲		33

地方消費税の課税標準となる消費税額		⑳	6 5 8 2 6 7 2	41
	4 % 適用分	㉑		42
	6.3 % 適用分	㉒	4 8 1 8 4 6 9	43
	6.24%及び7.8% 適用分	㉓	1 7 6 4 2 0 3	44
(注2)				

(注1) ⑧~⑩及び⑱欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

(注2) ㉑~㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付けてください。

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		31・1・1 ~ 31・12・31		氏名又は名称	
区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	
課税標準額 ①	(付表1-2の①X欄の金額) 円 184,392 000	円 000	円 58,509 000	※第二表の①欄へ 円 242,901 000	
課税資産の譲渡等の対価の額 ①	(付表1-2の①-1X欄の金額) 182,592,592	※第二表の⑤欄へ 0		※第二表の⑥欄へ 240,501,682	
	(付表1-2の①-2X欄の金額) 1,800,000	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 ※第二表の⑨欄へ		※第二表の⑩欄へ 2,400,000	
特定課税仕入れに係る支払対価の額 ①			600,000		
消費税額 ②	(付表1-2の②X欄の金額) 11,616,696	※第二表の⑮欄へ 0		※第二表の⑯欄へ 16,180,398	
控除過大調整税額 ③	(付表1-2の③X欄の金額)	(付表2-1の⑳・㉑D欄の合計金額)	(付表2-1の㉒・㉓E欄の合計金額)	※第一表の③欄へ	
控除税額 ④	(付表1-2の④X欄の金額) 6,798,227	(付表2-1の㉔D欄の金額) 79,073	(付表2-1の㉕E欄の金額) 2,720,426	※第一表の④欄へ 9,597,726	
	(付表1-2の⑤X欄の金額)			※第二表の⑰欄へ	
	(付表1-2の⑤-1X欄の金額)			※第二表の⑱欄へ	
	(付表1-2の⑤-2X欄の金額)	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑲欄へ	
	(付表1-2の⑥X欄の金額)			※第一表の⑥欄へ	
	控除税額小計 (④+⑤+⑥) 6,798,227	79,073	2,720,426	9,597,726	
控除不足還付税額 (⑦-②-③) 79,073	(付表1-2の⑦X欄の金額)	※⑩E欄へ 79,073		※⑩E欄へ	
差引税額 (②+③-⑦) 4,818,469	(付表1-2の⑧X欄の金額)	※⑫E欄へ		※⑫E欄へ 1,843,276	
合計差引税額 (⑨-⑧) 6,582,672					※マイナスの場合は第一表の⑧欄へ ※プラスの場合は第一表の⑨欄へ
地方消費税の課税標準額	(付表1-2の⑩X欄の金額)		(⑧D欄と⑩E欄の合計金額) 79,073	79,073	
	(付表1-2の⑪X欄の金額) 4,818,469		(⑨D欄と⑩E欄の合計金額) 1,843,276	6,661,745	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪) 1,764,203	(付表1-2の⑬X欄の金額)	※第二表の㉖欄へ		※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑪欄へ ※第二表の㉗欄へ	
譲渡還付額 ⑭	(付表1-2の⑭X欄の金額)			(⑪E欄×22/78) 22,302	
割額 ⑮	(付表1-2の⑮X欄の金額) 1,300,221			(⑫E欄×22/78) 519,898	
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭) 1,797,817					※マイナスの場合は第一表の⑪欄へ ※プラスの場合は第一表の⑫欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表  
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		31・1・1～31・12・31		氏名又は名称		
区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)	
課税標準額	①	円 000	円 000	円 184,392 000	円 184,392 000 ※付表1-1の①X欄へ	
① 課税資産の譲渡等の対価の額	①	※第二表の②欄へ		※第二表の④欄へ 182,592,592	※付表1-1の①-1X欄へ 182,592,592	
内訳 特定課税仕入れに係る支払対価の額	① 2	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑥欄へ 1,800,000	※付表1-1の①-2X欄へ 1,800,000	
消費税額	②	※第二表の⑩欄へ		※第二表の⑩欄へ 11,616,696	※付表1-1の②X欄へ 11,616,696	
控除過大調整税額	③	(付表2-2の②・⑤A欄の合計金額)	(付表2-2の②・⑤B欄の合計金額)	(付表2-2の②・⑤C欄の合計金額)	※付表1-1の③X欄へ	
控除 税 額	控除対象仕入税額	④	(付表2-2の③A欄の金額)	(付表2-2の③B欄の金額)	(付表2-2の③C欄の金額) 6,798,227	※付表1-1の④X欄へ 6,798,227
	返還等対価に係る税額	⑤				※付表1-1の⑤X欄へ
	⑤ 売上げの返還等対価に係る税額	⑤ 1				※付表1-1の⑤-1X欄へ
	内 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤ 2	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			※付表1-1の⑤-2X欄へ
	貸倒れに係る税額	⑥				※付表1-1の⑥X欄へ
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦			6,798,227	※付表1-1の⑦X欄へ 6,798,227
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧		※⑩B欄へ	※⑩C欄へ	※付表1-1の⑧X欄へ	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨		※⑩B欄へ	※⑩C欄へ 4,818,469	※付表1-1の⑨X欄へ 4,818,469	
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩					
地方 消費 税の 課税 標準 額	控除不足還付税額	⑪	(⑧B欄の金額)	(⑧C欄の金額)	※付表1-1の⑪X欄へ	
	差引税額	⑫	(⑨B欄の金額)	(⑨C欄の金額) 4,818,469	※付表1-1の⑫X欄へ 4,818,469	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬	※第二表の⑫欄へ		※第二表の⑫欄へ 4,818,469	※付表1-1の⑬X欄へ 4,818,469	
譲 渡 割 額	還付額	⑭	(⑪B欄×25/100)	(⑪C欄×17/63)	※付表1-1の⑭X欄へ	
	納税額	⑮	(⑫B欄×25/100)	(⑫C欄×17/63) 1,300,221	※付表1-1の⑮X欄へ 1,300,221	
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯					

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		31・1・1～31・12・31		氏名又は名称			
項目		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 (X+D+E)		F
課税売上額(税抜き)	①	182,592,592	0	57,909,090	240,501,682		
免税売上額	②				15,000,000		
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③						
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④				255,501,682		※第一表の④欄へ ※付表2-2の④X欄へ
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤				255,501,682		
非課税売上額	⑥				32,000,000		
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦				287,501,682		※第一表の⑦欄へ ※付表2-2の⑦X欄へ
課税売上割合(④/⑦)	⑧				[ 88 % ]		※端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨	118,420,000	1,540,000	38,870,000	158,830,000		
課税仕入れに係る消費税額	⑩	6,907,833	88,977	2,756,236	9,753,046		
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	1,800,000		600,000	2,400,000		※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫	113,400		46,800	160,200		
課税貨物に係る消費税額	⑬						
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑭						
課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑫+⑬±⑭)	⑮	7,021,233	88,977	2,803,036	9,913,246		
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑮の金額)	⑯						
課税売上高が5億円超かつ、課税売上割合が95%未満の場合	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの	5,529,999	0	2,247,109	7,777,108		
	⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	1,427,066	88,977	532,598	2,048,641		
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額〔⑰+(⑱×④/⑦)〕	6,798,227	79,073	2,720,426	9,597,726		
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑰×④/⑦)						
控除調整額	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額						
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額						
差引	控除対象仕入税額〔(⑯、⑰又は⑱の金額)±⑳±㉑〕がプラスの時	6,798,227	79,073	2,720,426	9,597,726		
	控除過大調整税額〔(⑯、⑰又は⑱の金額)±㉑±㉒〕がマイナスの時						
貸倒回収に係る消費税額	㉓						

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。  
 3 ⑨及び⑩欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表  
 [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]

一般

課税期間		31・1・1～31・12・31		氏名又は名称	
項目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計X (A+B+C)
課税売上額(税抜き)	①			182,592,592	182,592,592
免税売上額	②				
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④				255,501,682
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤				
非課税売上額	⑥				
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦				287,501,682
課税売上割合(④/⑦)	⑧				[ 88 % ]
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨			118,420,000	118,420,000
課税仕入れに係る消費税額	⑩			6,907,833	6,907,833
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪			1,800,000	1,800,000
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫			113,400	113,400
課税貨物に係る消費税額	⑬				
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑭				
課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑫+⑬±⑭)	⑮			7,021,233	7,021,233
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑮の金額)	⑯				
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの			5,529,999	5,529,999
	⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの			1,427,066	1,427,066
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額〔⑰+(⑱×④/⑦)〕			6,798,227	6,798,227
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑰×④/⑦)				
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	⑲				
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	⑳				
控除対象仕入税額〔(⑰、⑱又は⑳)の金額±㉑±㉒〕がプラスの時	㉓			6,798,227	6,798,227
控除過大調整税額〔(⑰、⑱又は⑳)の金額±㉑±㉒〕がマイナスの時	㉔				
貸倒回収に係る消費税額	㉕				

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表2-1を作成する。  
 3 ④、⑦及び⑧のX欄は、付表2-1のF欄を計算した後に記載する。  
 4 ⑨及び⑩欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。  
 (H31.10.1以後終了課税期間用)